

令和8年第4回農業委員会総会議事録

令和8年4月17日（金）第4回総会を市役所南庁舎1階会議室1Cに招集した。

農業委員 17人

会長	18番	仲田清志	会長職務代理者	1番	神山順一
2番	赤井勝利	3番	小田正廣	4番	西村勉
5番	奥津賢司	6番	平利一	7番	奥津忠和
8番	倉脇敏弥	9番	井藤孝久	10番	宮本武博
11番	藤川雅	12番	小川広文	13番	山田條一
		15番	安達利延	16番	信谷昌吾
17番	藤本彰				

推進委員 9人

1番	谷岡貴寿	2番	兒玉公治	3番	泉登
4番	溝尾美恵子	5番	三輪金樹	6番	妹尾良和
7番	後藤保夫	8番	大原砂利	9番	逸見則夫

欠席委員 2人

14番	森立夫	10番	妹尾元弘
-----	-----	-----	------

議事

議案第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第14号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第15号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第16号	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について
議案第17号	現況証明に係る現況認定について

報告事項

農地法施行規則第29条の届について
法務局照会について
転用工事進捗状況報告について
農地法第18条第6項の規定による通知について
利用権設定中途解約合意書について
農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画の変更
(権利の移転・受け手) について

協議事項

その他

事務局職員（書記）

事務局長

小寺 俊一

主幹

深田 耕介

主査

久川 一生

（開会時刻 午前 9 時 30 分）

小寺局長	初めに、4月の人事異動がありましたのでご紹介させていただきます。真治主任が税務課収税係主査に、赤迫主幹が危機管理室室長補佐に異動となり、久川主査が哲西支局地域振興課市民福祉係より事務局へ、兼務で深田課長補佐が秘書広報課より農業畜産振興課へ来られましたので、ご挨拶を申し上げます。 （挨拶 深田課長補佐、久川主査）
深田主幹	只今から新見市農業委員会第4回総会を開催いたします。本日の出席は、26名です。欠席は14番森委員、推進委員10番妹尾元弘委員です。それでは、仲田会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	皆様、大変ご多忙なところ出席いただきましてありがとうございます。本日も、スムーズな議事進行にご協力を、よろしくお願い致します。
深田主幹	ありがとうございます。それではここからの進行は、会長よろしく願いいたします。
会 長	それでは只今から日程1「議事録署名委員の決定」に入ります。議事録署名委員は、17番藤本委員、3番小田委員にお願いいたします。続きまして日程2「議事」に入ります。議案第13号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	農地法第3条について、今回の議案についてでございますが、第3条の申請が4件ございました。それでは、1番でございます。現地確認を4月3日に行っております。場所は唐松、現況地目は田1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号ですが、譲受人は個人であり適用はございません。第3号につきま

	して信託ではないので適用はございません。第４号譲受人は農作業を行う必要がある日数につきまして農作業に従事すると見込まれますので、該当はございません。第５号、貸借ではありませんので該当はございません。第６号ですが、譲渡人は市外に居住しており耕作ができないため、現在申請地を耕作している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。４番。
西村委員	４番西村です。確認を４月６日、森委員、三輪推進委員、私の３名で行いました。申請地は、唐松地区国道１８０号線より●●●●●●橋を渡り●●●線に入ります。そこを４００ｍ進んだ先の右側にあります。この農地は、譲受人が３０年以上耕作されているもので問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件についてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第１３号１番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第２番について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に、２番でございます。はじめに、譲受人の住所につきまして、議案に記載しております●●●●●●●●●●番地●●から、申請地近隣であります新見市●●●●●●番地に住所変更をおこなったとの申し出が譲受人からあり、事務局にて確認済みであることを報告させていただきます。現地確認を４月３日に行っております。場所は唐松、現況地目は畑３筆でございます。移動の理由は贈与による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は４人でございます。次に農地法第３条第２項各号の状況でございますが、まず、第１号でございます。

	譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、申請地近隣の家を譲受人が購入することに伴い、申請地も譲り受け耕作するということで双方合意に至ったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。4番西村委員。
西村委員	4番西村です。確認日は4月6日、森委員、三輪推進委員、私の3名で行いました。申請地は、唐松地区国道180号線より●●●橋を渡り県道を2キロ進んだ道沿い左右に其々ありました。譲受人は●●から家族●人で移住されておられます。権利取得後は周辺の農地の耕作者と同様の耕作を行う予定であるということですので問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。次に、3番お願いします。
久川主査	次に、3番でございます。現地確認を4月2日に行っております。場所は上市と坂本、現況地目は田5筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は水稻、作業従事者は3人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事

	業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、譲渡人は県外に居住しており耕作ができないため、申請地近隣を耕作している譲受人に売買することになったものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。6番。
平委員	6番平です。確認日は4月4日、赤井委員、泉推進委員、私の3名で行いました。上市地区の2筆の場所は、180号線の●●方面と●●方面の分岐から●●方面へ2キロ進んだ先に●●集落があります。その集落の端の農道を30m下がったところにあります。坂本地区の場所は、そこから500m●●方面に進んだ先に●●集落があります。その集落内の●●●●●●に3筆あります。譲受人は上市地区に自分の農地が有り作っておられるので問題ないと考えます。よろしくお願いいたします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号3番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、申請のとおり決定いたします。次に、4番お願いします。
久川主査	次に、4番でございます。現地確認を4月2日に行っております。場所は太田小南、現況地目は畑1筆でございます。移動の理由は売買による所有権移転、作物は野菜、作業従事者は2人でございます。次に農地法第3条第2項各号の状況でございますが、まず、第1号でございます。譲受人は、取得農地は全て耕作する予定で、耕作に必要な機械を所有しています。また、農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれますので該当

	はございません。第2号から第5号は該当ありません。第6号ですが、本申請地は、以前から譲受人とその家族が耕作管理している農地で、この度この農地を売買により取得して耕作を行うことにしたものであり、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられますので、該当はございません。よって農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。13番。
山田委員	13番山田です。確認日を4月7日、宮本委員、後藤推進委員としました。場所は、大佐小南地区に●●●●●●●●があります。そこから西へ300m行った所にあります。譲受人は20年以上借受けて作っているそうなので問題ないと思います。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第13号4番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、申請のとおり決定いたします。続きまして、議案第14号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に第4条の申請につきまして、申請が1件ございました。それでは、1番でございます。現地確認を4月3日に行っております。場所は哲西町大竹、現況地目は雑種地1筆、転用目的は家族が仕事で使用するトラックの駐車場として整備してしまったものです。工事期間は平成20年11月1日から平成20年11月15日です。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分は問題ないと考えます。また、被害防除計画も適正であり、周辺農地への影響はないと考えます。以上です。

	いたします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号1番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、2番について事務局の説明をお願いします。
久川主査	次に2番でございます。現地確認を4月2日に行っております。場所は千屋、現況地目は田1筆で、転用目的は資材置場です。転用理由ですが、木の伐採作業に伴う原木置場としたいため。です。契約の種類は贈与による所有権移転です。工事期間は許可日から2年間です。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地造成費は記載のとおりで、自己資金によるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。3番。
小田委員	3番小田です。確認を4月5日、泉推進委員、兒玉推進委員とで行いました。場所は、千屋地内●●●の横にあります。以前、記載されている譲渡人が購入されて今回、贈与で材木置場となります。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第15号2番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

	(挙手多数) 賛成多数と認め、本案件は許可妥当といたします。続きまして、3番について事務局の説明をお願いします。
久川主査	次の第3番と4番は同一の申請人で同様の場所の申請となっておりますので、合わせて説明させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
全 員	「よろしい」
久川主査	それでは、3番、4番でございますが、現地確認を4月3日に行っております。場所は西方、現況地目は3番が田1筆、4番が田1筆で、転用目的は3番が住宅用地、4番が進入路です。転用理由ですが、3番は、譲受人はアパートに居住しており、家族が増え手狭になったため、現在居住している近隣で住宅を建設したいと考えているが、適当な土地がなかったところ、申請地の紹介があり、ここに住宅（軽量鉄骨2階建て）を建設したいもの。4番が、住宅への進入路が必要なため、造成したいもの。です。契約の種類は売買による所有権移転です。工事期間は令和8年5月1日から令和9年3月31日までです。この申請地は、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地と考えます。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、被害防除計画等も適正であり、周辺農地への影響はないと考えられ、申請地に代えて利用できる適当な土地はなく、この転用はやむを得ないものと考えます。資金計画ですが、土地取得費、造成費、建築費は記載のとおりで、借入金によるものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番。
倉脇委員	8番倉脇です。4月14日に溝尾推進委員と確認しております。場所は、●●●●●●●●から東へ150m●●の方へ入ったところにあります。問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。これについてご意見、ご質問はございませんか。 (意見、質問なし)

	ご意見、ご質問ございませんので、議案第 1 5 号 3 番 4 番の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、本案件は許可妥当といたします。なお、4 条 5 条の各議案については面積が 3 0 a 未満のため、県農業会議への諮問は任意となりますが、諮問不要としてよろしいか。
全 員	「よろしい。」
会 長	それでは諮問不要とし、許可を決定いたします。続きまして、議案第 1 6 号農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画案について、今回、新規の貸付けが 2 件出ています。借受人は農業従事者、農機具などもそろっており、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項の各要件を充たすと考えます。 1 番菅生、田 1 筆 4 年 7 か月間の使用貸借。 2 番菅生、田 3 筆 4 年 7 か月間の使用貸借。 と出ております。新規については、以上です。
会 長	新規について事務局の説明が終わりました。続いて関係地区委員の説明を求めます。推進委員 1 番。
谷岡委員	推進 1 番谷岡です。確認日を 4 月 4 日。赤井委員、平委員と行いました。1 番 2 番が隣接なので一緒に報告させていただきます。1 番は、上熊谷の●●●より県道●●●●●線を 6 キロ先の●●●●●停より 5 0 0 m 北に行ったところの●●●●●線と●●●の間にあります。2 番の 3 筆は、1 番の田の隣にあります。借受人は貸付人の知人で、耕作面積を増やしていると聞き、合意に至ったと聞いております。以上です。
会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。新規について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 1 6 号の新規について賛成

	の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数) 賛成多数と認め、新規は決定といたします。続きまして再設定について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	再設定が5件出ております。番号3番から7番までです。今まで耕作されてきたものの継続ですので、問題はないと考えます。以上です。
会 長	再設定について事務局の説明が終わりました。関係地区委員より補足説明がありますか。
地区委員	「ありません。」
会 長	再設定について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第16号再設定の議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、再設定は決定といたします。続きまして、議案第17号現況証明に係る現況認定について事務局の説明をお願いします。
久川主査	それでは、議案第17号現況証明に係る現況認定につきまして、今回1件申請がございました。現地確認を4月3日に行っております。それでは1番でございます。場所は新見、台帳地目は畑2筆です。現況地目は宅地でございます。理由は、申請地は、前々所有者の頃に母屋の立替を行って宅地として使用しており、昭和56年頃から現況のとおりとなっている。というものでございます。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員の説明を求めます。8番。
倉脇委員	8番倉脇です。4月14日に、平委員、溝尾推進委員と3名で確認しています。場所は、●●●●●●の交差点を東へ入り突当りを北へ50m行った先の東側にあります。現況、蔵や車庫が建っておりました。

会 長	事務局、地区委員の説明が終わりました。この件について、ご意見ご質問はございませんか。 (意見、質問なし) ご意見、ご質問ございませんので、議案第 17 号について認定に賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手) 全員賛成と認め、認定いたします。ここで 15 分間、休憩いたします。 ～ 休憩 ～
会 長	再開いたします。報告事項に入ります。農地法施行規則第 29 条の規定による許可を要しない転用について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	農地法施行規則第 29 条の届出が 1 件ございました。現地確認を 4 月 2 日に行っております。それでは 1 番でございます。場所は大佐上刑部、現況地目は畑 1 筆でございます。転用目的は農機具倉庫で、申請理由でございますが、農機具等を入れる倉庫が必要となったため、設置したものの。というものです。面積は記載のとおりです。工事期間は令和 8 年 3 月 10 日から令和 8 年 3 月 15 日です。事前着工を行っていたため、申請人からの始末書を受理しております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。10 番。
宮本委員	10 番宮本です。現地確認を 4 月 7 日に行っております。場所は、●●●●●●●●があつたところから 200m 先にあります。建ててすぐに申請を出したようです。申請人は、6 ヘクタール作付けされている農家の方です。よろしくお願いします。
会 長	続きまして、法務局照会について、事務局の説明をお願いします。
久川主査	法務局照会につきまして、今回 1 件ございました。現地確認を 3 月 27 日に行っております。それでは、1 番ですが、場所は新見、登記地目は田 2 筆、畑 1 筆で、現況地目は雑種地と宅地という申請で、該当地の、●●●

	●番、●●●番は時期不詳で雑種地、●●●番は平成10年から宅地となっている。というものです。農業委員と事務局の現地確認の結果、法務局へは、「非農地」と回答しています。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より報告願います。8番。
倉脇委員	8番倉脇です。3月31日に、平委員、溝尾推進委員の3名で確認しております。場所は、●●●の南側にある建物で宅地です。その裏に駐車場があり雑種地の2筆です。以上です。
会 長	次に農地転用工事進捗状況報告について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地転用工事進捗状況報告について、3件出ております。一連のものになりますが、いずれも哲西町矢田地内、農地法第4条による圃場整備くぼだおし、其々、60パーセント、80パーセント、80パーセントとで、出ております。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。7番。
奥津(忠)委員	7番奥津です。確認日4月5日。奥津委員、妹尾推進委員と私で確認しました。
会 長	続いて農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地法第18条第6項の規定による通知について、1件でております。場所は、唐松地内、田1筆、解約理由は賃貸人への土地売買ということで、今回、3条で出ているものです。以上です。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。4番。
西村委員	4番西村です。確認日は4月6日。森委員、三輪推進委員、私で確認いたしました。冒頭の農地法第3条の議案第13号1番の案件で譲受人が土地を購入したため解約になりました。
会 長	続いて利用権設定中途解約について、事務局の説明をお願いします。

小寺局長	利用権設定中途解約合意書が1件でております。場所は、哲西町八鳥地内、田1筆、哲西町畑木、田1筆、解約理由は土地所有者本人が耕作を行うためで出ております。
会 長	この件について、関係地区委員より確認日と補足説明があればお願いします。7番。
奥津(忠)委員	7番奥津です。4月5日に、奥津委員、妹尾推進委員、私で確認いたしました。ハウスで花を植えてありました。以上です。
会 長	続いて農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画の変更（権利の移転・受け手）について、事務局の説明をお願いします。
小寺局長	農地中間管理事業に係る農地利用集積等促進計画の変更（権利の移転・受け手）について、1件出ております。場所は、大佐小南地内、田1筆、使用貸借について受け手の変更となっております。
会 長	この件について、関係地区委員より補足説明があればお願いします。
後藤委員	「ありません。」
会 長	続きまして、日程3協議事項に入ります。事務局からなにかありましたらお願いします。
事務局	「ありません。」
会 長	続きまして、その他ですが事務局からなにかありましたらお願いします。
久川主査	4月の総会後の歓送迎会について
深田主幹	次回の総会ですが、5月19日火曜日、午前9時30分から南庁舎3階大会議室で開催します。
会 長	他に、皆さんからのご意見ご質問はございませんか。では、閉会を神山代理にお願いします。
神山代理	本日は、お疲れ様でした。（閉会挨拶）

	(閉会時刻 午前 10 時 36 分)

令和8年4月30日作成

署名委員

議 長

委 員

委 員